

令和 2 年第 2 回守山市農業委員会総会議事録

第 2 回守山市農業委員会総会を市役所東棟 3 階大会議室において招集する。

令和 2 年 2 月 10 日

守山市農業委員会

会長 勝見 友男

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 6 号～議第 11 号

議第 6 号※ 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 7 号※ 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について

※一括議案とする

議第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対

し、許可をすることについて

議第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 11 号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」を決議することについて

報告第 5 号～報告第 7 号

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

2 出席委員は、次のとおりである。

1 川立 浩義	2 林 善治	3 北野 進
4 川島 忠文	5 林 清昭	6 下村 耕
7 木村 伊太郎	8 谷口 喜久	9 園田 耕三
10 杉江 清作	11 奥野 拓男	12 寺田 英子
13 勝見 友男		

3 欠席委員は、0 名です。

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	主幹	寺田 篤司
書記	指導員	井上 俊明
農政課	課長	井上 敦
農政課	主任	西川 孝司

○事務局

それでは、総会に入ります。

委員総数 13 名中 13 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 2 年第 2 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、会長が開会のご挨拶を申し上げます。

(開会 午後 2 時 03 分)

○議長

それでは、令和 2 年第 2 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 2 件、その他案件 4 件、報告案件 3 件の合計 9 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

3番 北野 進 委員

4番 川島 忠文 委員 を指名いたします。

○議長 （第7条議題の宣言）

それでは、議題に入りますが、議第6号と議第7号は関連しておりますので一括審議といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて、および、議第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について

以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局

ただいま議題となりました議第 6 号および議第 7 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 井上課長 （第 9 条議案の説明）

議第 6 号は農地中間管理事業における農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすること、および議第 7 号は農用地利用配分計画の意見聴取について、でございます。

まず、議第 6 号の「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画」です。

1 番・・・・・・・・。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

つづいて、議第 7 号の「農地中間管理事業に係る農地中間管理事業における農用地利用配分計画」です。農地中間管理事業の関する法律に基づき、農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金が作成されました配分計画になります。こちらは、農地中間管理機構が借り受け農地をマッチング会議の結果、それぞれの地域の担い手の方に貸付ける内容でございます。

1 番・・・・・・・・。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 6 号および議第 7 号の提案理由の説明を終わります。

○議長 長

それでは、まず議第 6 号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについての質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

集積計画の 15 番は「賃借料 10,000 円」と記載されているが、配分計画では「物納 米 60 キロ」となっており、齟齬はありませんか。

○農政課 西川主任

貸し人の申し出には「賃借料 10,000 円」となっていますが、中間管理機構からの貸し付けでは「物納 60 キロ」となっており齟齬がございますので、早急に確認させていただき修正をさせていただきたいと思います。

○●番 ●● ●●委員

15 番の農地の所在地は「字名」が無いのですか。

○農政課 西川主任

はい、農地台帳システムに「字」の記載がありませんでしたので、そのような形になっております。

○●番 ●● ●●委員

利用集積計画の「始期」と配分計画の「始期」が違うのはなぜですか。

○農政課 西川主任

所有者から農地中間機構への貸付開始日と機構から耕作者への貸付開始期日に相違がありますが、集積計画については市の告示行為による開始日となり、農地中間管理機構が借り受けの配分計画については機構が縦覧公告され意見募集の後、最終、県との協議が整ってからの開始日になることから、タイムラグが生じるもので、制度の運用上の違いとなっております。

○議 長

議第6号と議第7号が関連する質疑が多くありますので、議第7号についても意見を伺います。

○議 長

配分計画の記載内容ですが、貸し手が農事組合法人で借り手が元の所有者になっていませんか。本来の貸し人である農地中間管理機構が記載されてなく、誰から誰に耕作権

が移動しているのか理解しがたいところがありませんか。

○農政課 西川主任

お示ししている内容の表記については、農地中間管理機構の様式になっておりまして、「借入相手」の欄はあくまでも参考として記載されているだけです。実際の借り手は表の左に記載している氏名欄の方であり、貸し手は農地中間管理機構ですが、表だけを見ると議長のおっしゃるように見えるかもしれません。

○議 長

配分計画として、一括して農事組合法人に預けるとのことですね。

○農政課 西川主任

そのとおりです。

○議 長

配分計画の記載は「借り人」が所有者になっているので、なぜ、農地中間管理機構が「貸し人」として表示されていないのか、見にくい内容で勘違いすることはありませんか。

○農政課 井上課長

農協による円滑化事業の転貸では、農協が所有者から借りて農協が耕作者に貸し付ける形の表示になっているのですが、こちらの配分計画ではその形になってなく、「誰

が誰に」と表示されてなく、見にくい表示かと思いたすので、確認して修正を加えたいと思いたす。

○議 長

このままでは採決の取りようがないので、この案件は保留するのか、または、修正案が再度本総会中に提出されるなら、再審議することも可能かと思いたす。農政課の方、いかがですか。

○農政課 西川主任

それでは、表の左記に「貸し人である農地中間管理機構」その次に「借り人」、右記に参考として「貸し付け元」の表示に修正し、本総会中に再提出いたしますので、よろしくお願いたします。

○●番 ●● ●●委員

しかし、配分計画での表記として、一般的には借り入れ元の表記は無いと思いたすので、借り入れ元は消してもら方がよいでしょう。

○議 長

配分計画でも、借り人と貸し人との関係性がわかれば良いので、借り入れ元までいらないでしょう。

○農政課 西川主任

はい、それでは、「貸し人である農地中間管理機構」と

「借り人」のみの表示とさせていただきます。

○●番 ●● ●●委員

でも、貸し付け元の表記を残してもらえのほうが資料として見やすく、配分計画の表だけですべてがわかると思います。

○●番 ●● ●●委員

そのとおりで、後でチェックするときに見やすいでしょう。

○●番 ●● ●●委員

我々が、毎月の総会で見慣れている「農地利用集積計画」の表の形が良いと思います。

○●番 ●● ●●委員

そうですね。集積計画の件数が多いほど見やすいほうが良いですね。

○議長 長

はい、それでは、農政課に配分計画表の貸し人借り人の修正等をいただき、改めて議第6号議第7号の議案を審議したいと思いますので、一旦、保留して次の第8号議案に入りたいと思います。農政課の職員方には急がしますがよろしくお願いします。

○農政課 井上課長

はい、わかりました。

○議長 （第7条議題の宣言）

それでは、次に、議第8号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局

ただいま議題となりました議第8号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 西川主任 （第9条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第8号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、本委員会の決定を求める

ものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の
要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業
経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしている
と考えます。

以上で議第 8 号の提案理由の説明といたします。

○議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

4 ページの 9 番の「借賃」の欄で「令和 5 年より支払」
とありますが、それまでは「無償」とのことですか。

○農政課 西川主任

はい、そのとおりです。

○議長

他に、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

7 ページの 15 番 16 番は、ただいまの農政課の説明では
「再度の設定」との話だったのですが、詳しくお願いでき
ますか。

○農政課 井上課長

はい。円滑化事業団体から転貸されている農地ですが、耕作者のみの変更で利用集積期間の変更は無く、残りの利用期間を引き継がれるものです。

○●番 ●● ●●委員

「新と再の別」欄は、すでに転貸されているにも関わらず「新」となるのですか。

○農政課 西川主任

今回借り受ける方は、この農地を借り受けるのが初めてになりますので「新」の扱いになります。

○●番 ●● ●●委員

「借り受け人が変わった」からですね。わかりました。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をする事に、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計

画の決定をすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方々、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 9 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 9 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 4 ページ、位置図の 2 ページとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての

許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、1件でございます。

1 番目の案件です。(位置図 P 2)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 1,914 平方メートルで、地目は登記・現況とも田で、自作地となっております。

譲渡人は、〇〇町〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん〇〇歳で、契約内容は贈与、事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、59.7 アール、通作距離は 2.0 キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。また、第2号の法人要件（農地所有適格法人以外の法人は農地取得できない）については、個人であるため適用ありません。また、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の下限面積（50 アール）についても、面積要件を満たしているため、該当しません。このことから、農地法第3条第2項各号には該

当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第 9 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当である●● ●

●委員から確認状況の報告をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

今まで耕作されていた田でありますので、特に問題はありません。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 1 0 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 1 7 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 1 0 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 10 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第10号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 10 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 5 ページ、位置図は 5 ページからとなります。

これは転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 4 件でございます。

1 番目の案件です。(位置図 P 5、6)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 303 平方メートルで、
地目は登記・現況は田となっています。貸人は、〇〇町〇

〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。借人は、同町
同地番 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり
土地改良法の換地処分で、契約内容は使用貸借、事由は分
家住宅となっています。備考欄に記載のとおり過去に当委
員会に諮られた農業振興区域の農用地からの除外案件で
あり、令和元年5月31日に除外が完了してあります。ま
た、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第1種農地で地域全体の活
性化等が図られ、ひいては地域農業の振興につながるこ
とから、集落に接続して住宅を建てる場合には例外的に許可
と認められることから許可相当と考えます。また、一般基
準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第
5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

2番目の案件です。(位置図P7、8)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 281平方メートルで、地目
は登記・現況は田となっています。貸人は、〇〇町〇〇〇
〇番地 〇〇 〇 さん 〇〇歳です。借人は野洲市〇〇
〇 〇〇〇番〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇号 〇
〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は使用貸借、事由は分家住宅となっています。備考欄に記載のとおり開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設（〇〇小学校、〇〇〇〇〇園）があることから許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

3番目の案件です。(位置図 P 9、10)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 226 平方メートルで、地目は登記・現況は畑となっております。貸人は〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。借人は、京都市西京区〇〇〇〇〇町〇丁目〇番地〇〇棟〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳と〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。持分はそれぞれ2分の1となっています。貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は使用貸借、事由は分家住宅となっております。備考欄に記載のとおり開発許可に該当し、令和2年1月29

日に農振除外ができています。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設（〇〇小学校、〇〇〇〇〇園）があることから許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

4番目の案件です。（位置図 P11、12）

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 498 平方メートルで、地目は登記・現況は田となっております。譲渡人は〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人は、〇〇〇町〇〇〇〇ー〇〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。譲渡人が、土地を取得した時期は記載のとおり合併で、契約内容は売買、事由は駐車場となっております。備考欄に記載のとおり合意解約済であり、隣接地がボート置場でありその拡張であります。また、令和元年12月6日に農振除外が出来ております。

立地基準の判断については、第1種農地であり、既存施設の拡張で拡張部分が既存施設の敷地面積の2分の1を

超えないものにあつては、例外的に許可と認められることから許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第10号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

1番と2番の報告を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1番は、事務局の説明のとおりで借り人は所有者の孫娘の家族で、現在所有者の方と同居されています。当該地には農業用用水管が設置されているなど条件がありますが、周囲への排水は問題なく影響ないものと考えます。

2番は、大きな田の一部を分筆されたところです。この案件も、借り人は所有者の孫娘の家族になります。雨水は西側にある前面道路の水路に排出されますので、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長

続いて、3番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

借り受け人は所有者の孫であり、この在所に戻ってこられるものです。すでに近隣は住宅の密集しておりますので、周囲の農地は影響ないものと考えます。

よろしく、ご審議をお願いします。

○議 長

続いて、4番の案件を●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

所在地は琵琶湖湖岸の隣接で、昨年「農振除外」を受けられた農地になります。転用目的の利用の際には、多くの車両が農振区域内の道を往来することになりますが、この道は南部土地改良区の農道であることを認識してもらい、農耕車両等が優先であり農繁期には特に注意することやトラブル等などに対しては、地元農業組合等による三者協議をすることの覚書を交わすことで、地元は認めたところです。隣地の農地については譲り受け人になりますので、問題は無いと思います。

以上です。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

1月24日に●● ●●委員、事務局から局長、主幹で現地確認いたしました。

1番については、当該地が田の一部を分筆されたので残った田への進入路の確保は出来ているとのことでした。

2番については、1番と同じように分筆されたものです。位置図では、隣家との間に農地が残ることになりますが、東側の奥に畑が残ることになりますので、隣家との間に農地を残し通路として利用されることになりました。雨水排水は位置図では北の方角に流れますので、隣地への影響はありません。

3番は先ほど説明いたしました。

4番は、当該地の琵琶湖湖岸側は車両等の置場であり、その車両置場の拡大であります。雨水排水は琵琶湖湖岸側の申請人の所有地への排水計画ですので、周囲には影響ないものと思います。

以上でありますので、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 11 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第11号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」を決議することについて

以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 11 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます

すでに、ご案内しておりますが、昨年 10 月に奈良県と大分県内の農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕される不祥事が発生しました。

これを受けて、全国農業会議所では昨年 11 月 28 日に開催されました令和元年全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認したところです。

つきましては、当委員会においても引き続き法令遵守による公正・公平な職務遂行および農地制度の適正執行を行うために別紙のとおり、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」を提案するものです。

別紙の申し合わせを書記に朗読いたさせます。

○書 記

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を朗読

．．．．．。

以上です。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり申し合わせを決議することに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり決議することに決しました。

○議長

それでは、先ほどの議第 6 号議第 7 号の資料が再提出されるまで、少し時間がかかりますので暫時休憩といたします。

・・・ 暫時 休憩 ・・・

○議長

ただいまから総会を再開いたします。

○議長 (第 7 条議題の宣言)

先ほど、保留しておりました議第 6 号議第 7 号を再審議し、一括審議とさせていただきます。

○議 長

農政課の担当の方に説明いただきます。

○農政課 井上課長 （第 9 条議案の説明）

議第 6 号議第 7 号の一覧表を修正させていただきました。まず、議第 6 号の集積計画の 5 ページの 15 番の借賃は、農地中間管理機構（担い手基金）に問い合わせたところ「物納 60kg」でありましたので、修正いたしました。議第 7 号の配分計画の表ではありますが、意見をいただき見直し、左から貸し人である「農地中間管理機構（担い手基金）」とし、右側の欄に参考として「所有者」といたしました。それから、2 番の賃借期間は「令和 2 年 3 月 26 日から令和 12 年 12 月 31 日の 9 年 9 ヶ月」借賃「物納 60 kg」です。また、未記載であった「字名」を調査し判明しましたので記載いたしました。

以上です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議 長

ありがとうございます。

○議 長

それでは、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。それでは、まず議第 6 号を採決します。原案のとおり「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画」の決定をすることにご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。本件は、原案のとおり「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画」の決定をことに決しました。

○議長

続いて、議第 7 号の「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画」について、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。本件の「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画」について、「意見なし」とすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第5号から報告第7号までを、一括して書記に報告
いたさせます。

○書 記

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による
届出の報告について

1件の届出です。内容については記載のとおりで
す。添付書類も含め完備しておりましたので、事
務局長専決により受理いたしました。

報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届
出の報告について

2件の届出です。内容については記載のとおり
です。

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による貸貸
借解約通知について

15件の届出です。内容については記載のとおり

です。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

無しの声あり

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 4 時 0 0 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 2 年 2 月 20 日

守山市農業委員会

会長 勝見 友男

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記
に署名する。

3 番

4 番